

現 行

ページ：8-参-1

改 定

(追加)

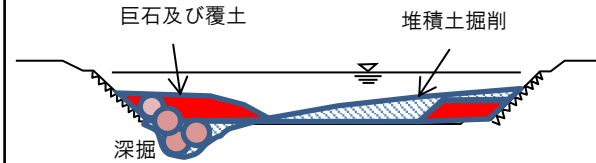
堆積土除去の取組み

堆積土の一律掘削は、フラットな河床が形成され流速が遅くなり土砂堆積が進行する恐れがあるため、一定程度の川幅を有している河川においては、「みお筋形成掘削」など施工方法の工夫がなされている。

本例も参考とし、河川状況に応じた、より効果的・効率的な施工方法を検討すること。

【みお筋形成工で期待される効果】

- ・みお筋の形成により、流速が上がり掃流力が増し、土砂堆積の予防につながる。
- ・堆積した土砂を護岸に寄せる（巨石で覆う）ことで、護岸基礎の保護につながる。



図一みお筋形成工（例）



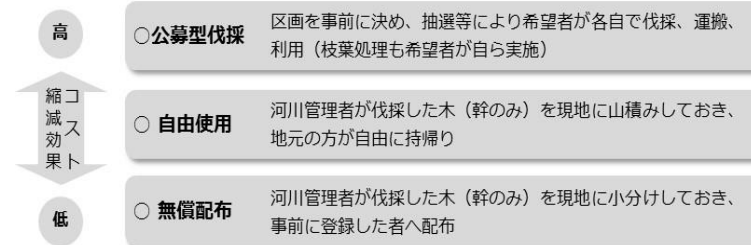
写真一みお筋の形成状況（例）

支障木除去の取組み

住民等が自ら伐採、運搬、処理等を行う「公募型伐採等」の活用を推進する。

【公募型伐採等】

- ・河川管理者以外が、伐採処分等を行う行為（以下3つの方法）。
- ・河川法第20条ただし書きの小規模な維持とらえ承認を要しない行為。
- ・行為実施者は、個人や営利を目的としない学校やNPO等の団体。



※ 取組みにあたっての留意事項

- ・通行者、通行車両、近隣住宅、河川利用者等の公衆に対する安全性の確保。
- ・作業ヤード、進入路、障害物の有無、実施時期等の作業の安全性の確保。
- ・伐採にあたり、養蜂業者、自然環境団体、地域住民等へ情報提供し、意見等を伺いながら、「樹木伐採が伴う河川工事等の発注時チェックリスト」を用い、伐採可否を確認の上実施。